

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第17号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童クラブ条例（平成17年亀山市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- （6）亀山南小学校区放課後児童クラブ 午後2時から午後6時30分まで。ただし、祝日法における休日及び休業日にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。

第6条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- （2）土曜日（亀山南小学校区放課後児童クラブに限る。）

別表第1中亀山東小学校区放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

亀山南小学校区放課後児童クラブ	亀山市天神三丁目10番25号	40人
-----------------	----------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の亀山市放課後児童クラブ条例の規定による亀山南小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。